

令和元年度 第2回甲賀市少年センター協議会 次第

日時:令和元年(2019年)11月19日(火)

13:30～15:30

場所:あいこうか市民ホール 練習室3

1. 開 会

市民憲章唱和

2. 委嘱状交付

3. あいさつ

4. 委員自己紹介

- ・ 甲賀市少年センター協議会委員名簿・・資料1

5. 役員選出

6. 附属機関会議の公開等に関する指針確認事項について

- ・ 甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針・・資料2

7. 報告

- (1) 甲賀警察署管内の状況
- (2) 甲賀公共職業安定所管内の就労状況

8. 議事

- (1) 令和元年度(4月～10月)甲賀市少年センター活動状況について・・資料3
- (2) 令和2年度の事業計画・・資料4

9. 意見交換

[添付資料]

- ・ 少年センターだより・・資料5
- ・ 甲賀市少年センター条例・・資料6
- ・ 甲賀市少年センター条例施行規則・・資料7

10. その他

11. 閉会

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に あなたも仲間
いろどる山河と 生きいき文化
こぼれる笑顔に 応える安心
うみだす活力 受けつぐ伝統
かがやく未来に 鹿深の夢を

資料 1

甲賀市少年センター協議会委員名簿

No.	機 関 名	職 名	氏 名	委嘱日	任 期
1	甲賀警察署生活安全課	課 長	小谷 正樹	R1. 10. 1	R1. 10. 1～R3. 9. 30
2	甲賀保護区保護司会	副会長	中本 欽三	R1. 10. 1	R1. 10. 1～R3. 9. 30
3	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会	理 事	渡邊 満栄	R1. 10. 1	R1. 10. 1～R3. 9. 30
4	甲賀市更生保護女性会	会 長	辻 好子	R1. 10. 1	R1. 10. 1～R3. 9. 30
5	甲賀市少年補導(委)員会	会 長	北村 正之	R1. 10. 1	R1. 10. 1～R3. 9. 30
6	甲賀市青少年育成市民会議	会 計	中井れい子	R1. 10. 1	R1. 10. 1～R3. 9. 30
7	甲賀市区長連合会	副会長	大家 雅彦	R1. 10. 1	R1. 10. 1～R3. 9. 30
8	甲賀市P T A連絡協議会	顧問	戎脇 浩	R1. 10. 1	R1. 10. 1～R3. 9. 30
9	甲賀市小学校校長会 (希望ヶ丘小学校)	校 長	今宿 国夫	R1. 10. 1	R1. 10. 1～R3. 9. 30
10	甲賀市中学校校長会 (城山中学校)	校 長	北村 哲也	R1. 10. 1	R1. 10. 1～R3. 9. 30
11	甲賀市湖南市高等学校校長会 (滋賀県立甲南高等学校)	校 長	伊吹 直樹	R1. 10. 1	R1. 10. 1～R3. 9. 30
12	甲賀公共職業安定所	統括職業指導官	丸亀 大輔	R1. 10. 1	R1. 10. 1～R3. 9. 30
13	市民環境部生活環境課	課 長	廣岡 由美	R1. 10. 1	R1. 10. 1～R3. 9. 30
14	こども政策部子育て政策課	管理監	澤田いすづ	R1. 10. 1	R1. 10. 1～R3. 9. 30
15	教育委員会事務局学校教育課	課 長	福井 篤子	R1. 10. 1	R1. 10. 1～R3. 9. 30

甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき設置される附属機関の会議（以下「会議」という。）の公開等に関し、会議の公正性の確保と透明性の向上を図ると共に、広く情報を公開することにより市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、公正な市政の推進に資することを目的として、法令等（条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、会議の公開等に関し基本的な事項等を定めるものとする。

(附属機関の範囲)

第2条 前条に規定する附属機関の範囲は、法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところによる市の執行機関が設置する附属機関とする。ただし、次条及び第4条において、全部非公開とする会議の附属機関は、この限りでない。

(会議の公開の基準)

第3条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号。以下「公開条例」という。）第6条各号に定める非公開情報に関し審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき、附属機関の長（以下「会長等」という。）が当該附属機関に諮って行うものとする。ただし、前条の規定により明らかに非公開とすべきものについては、附属機関を所管する所属の長が、会長等の意見を聴く等の方法により、非公開を決定することができるものとする。

2 附属機関は、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法等)

第5条 会議の公開の方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
 - (2) 会議を公開する場合、附属機関は傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
 - (3) 傍聴者の定員は5人以上とする。ただし、会場の規模等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
 - (4) 傍聴の受付は、原則として当日、先着順により行うものとする。ただし、多数の傍聴希望者が見込まれる場合等は、この限りでない。
 - (5) 傍聴者に対しては、会議資料（公開条例第6条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。）を配付し、又は閲覧に供するものとする。
 - (6) 会長等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。
- （会議の傍聴）

第6条 会議の傍聴は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

ア 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

イ 酒気を帯びていると認められる者

ウ 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

エ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の意思を表示するものを携帯している者

オ 笛、太鼓、その他の楽器の類又はラジオ、拡声器その他の音響装置等の大きな音のするものを携帯する者

カ アからオまでに定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

- (2) 会長等は、傍聴者に対し次に掲げる事項を遵守させ、静穏に傍聴するよう求め、会議の公正かつ円滑な運営に努めるものとする。

ア 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

イ 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。

ウ 大きな声、音を発する等騒ぎ立てないこと。

エ みだりに席を離れ、又は不体裁な行動をしないこと。

オ 飲食又は喫煙しないこと。

カ 携帯電話等の通信機器の使用（着信音を発することを含む。）をしないこと。

キ アからカまでに定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（３） 会長等は、会議を非公開とする決定をするときは、傍聴者に対し、速やかに退場するよう指示しなければならない。

（４） 傍聴者がこの指針に定める事項に違反する場合は、会長等がこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

（会議開催の周知）

第 7 条 附属機関は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の 7 日前までに、次に掲げる会議の開催案内（様式第 1 号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

（１） 会議の名称

（２） 開催日時

（３） 開催場所

（４） 議題

（５） 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）

（６） 傍聴者の定員

（７） 傍聴手続

（８） 問い合わせ先

（９） その他必要な事項

（会議録の作成及び会議結果の公表）

第 8 条 附属機関は会議録を作成し、会議開催後概ね 1 月以内に、次に掲げる会議の概要報告（様式第 2 号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により

公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）
- (6) 出席者
- (7) 傍聴者数
- (8) 会議資料
- (9) 議事の結果概要
- (10) その他必要な事項

2 第3条ただし書により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料に十分配慮したうえで可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 会議の公開等について市民等から意見の申出があった場合は、当該附属機関を所管する所属において適切に対応するものとする。

(委任)

第10条 この指針に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、各附属機関が定める。

付 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この指針の施行後、最初に行われる会議については、この指針は適用しない。

様式第 1 号（第 7 条関係）

会議の開催案内	
1. 会議の名称	
2. 開催日時	年 月 日（ ） 時 分から
3. 開催場所	
4. 議題	
5. 公開又は非公開の別	☐ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 （一部公開・非公開の理由）
6. 傍聴者の定員	人
7. 傍聴手続	
8. 問い合わせ先	
9. その他	

様式第 2 号（第 8 条関係）

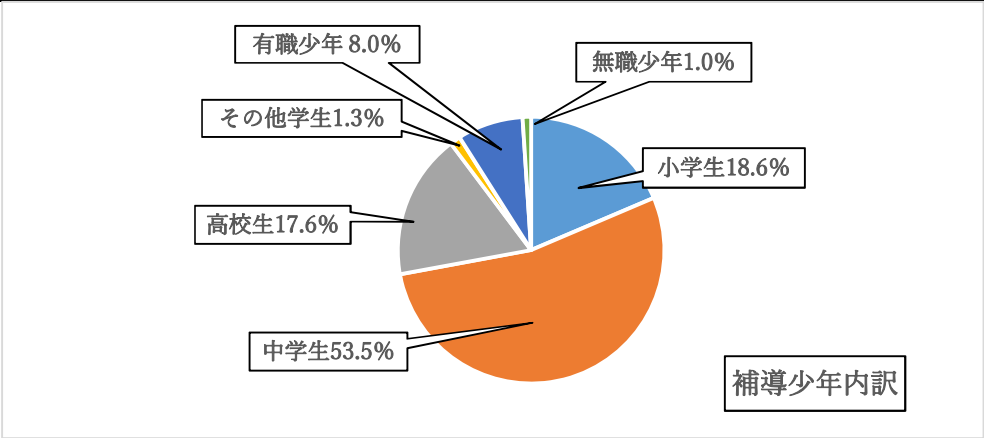
会議の概要報告	
1.会議の名称	
2.開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
3.開催場所	
4.議題	
5.公開又は非公開の別	☐ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 （一部公開・非公開の理由）
6.出席者	
7.傍聴者数	人
8.会議資料	
9.議事の結果概要	
10.その他	

少年センター活動状況（平成31年4月～令和元年10月）

資料 3

（1）街頭補導活動

巡回補導延べ回数 (内補導委員会計画活動)		比 較	従事者 延べ人数	比 較	補導少年 延べ人数	比 較
H31.4 ～R元.10	1 4 2 (30)	+ 1. 4 % (+ 2 回)	5 2 5	- 1 2. 1 % (- 7 2 人)	3 1 2	+ 6 5. 1 % (+ 1 2 3 人)
H30. 4～10	1 4 0 (33)		5 9 7		1 8 9	



○6、7月以降、声かけした少年数は大幅に増加。声かけした少年グループには、年齢・学職・地域等が広範囲である。特に、中学生の他校との交流が頻繁になっている。また、ある量販店にたむろする姿が多く見られるようになった。

●少年センターが主体となった巡回補導・・人数（内女子）

※法律違反や不良行為ではないが、非行の芽・兆候が見られる少年への声かけ

（小：小学生 中：中学生 高：高校生 有：有職少年 無：無職少年）

月	日(曜日)	時間	事業内容	備考
4	2日(火)	14:10	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店等 ※小：4（2）中：2（1）
	3日(水)	15:00	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等
	4日(木)	13:30	センター巡回補導	水口・甲南・甲賀町内公園等 ※小：1
	8日(月)	18:30	合同街頭補導	甲南・水口町内量販店、ネットカフェ等
	9日(火)	15:00	センター巡回補導	水口町内公園等
	10日(水)	15:20	センター巡回補導	水口・土山・甲賀・甲南町内通学路等※中：7（3）
	11日(木)	14:20	センター巡回補導	信楽・水口町内量販店等 ※中：2 高：2（2）
		18:30	合同街頭補導	水口・甲南町内量販店、公園等 ※中：2（2）
	12日(金)	15:30	センター巡回補導	信楽・水口町内公園等
	15日(月)	15:30	センター巡回補導	水口町内公園等 ※中：2（1） 高：1
	18日(木)	15:20	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店等 ※小：4 高：2

甲賀市少年センター

月	日(曜日)	時間	事業内容	備考
4	19日(金)	19:30	合同街頭補導	水口曳山祭宵宮 ※喫煙 高:2 ※中:5(5)有:14(5)
5	7日(火)	15:30	センター巡回補導	甲南町内量販店、公園等
	8日(水)	14:30	センター巡回補導	水口・甲南町内 ※小:3(3) 中:2(2)
	9日(木)	14:00	センター巡回補導	土山・甲南町内(不審者対応) ※中:7(2)
	10日(金)	15:00	センター巡回補導	信楽町内量販店、駅等
	13日(月)	15:10	センター巡回補導	水口町内量販店、公園等 ※高:1
	14日(火)	14:30	センター巡回補導	水口町内コンビニ店、公園等
	15日(水)	13:20	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等 ※高:1(1)
		18:30	合同街頭補導	水口町内量販店、公園等
	16日(木)	14:00	センター巡回補導	甲南・甲賀・水口町内 ※中:2(1)
	20日(月)	15:00	センター巡回補導	水口町内量販店、公園等
	21日(火)	14:00	センター巡回補導	信楽町内量販店、駅等 ※中:7(3)
	22日(水)	15:00	センター巡回補導	水口・甲賀・甲南町内量販店、公園等
	23日(木)	18:30	合同街頭補導	甲南・水口町内量販店、公園等
	24日(金)	15:30	センター巡回補導	甲南町内量販店等 ※中:1(1) 有:1(1)
	27日(月)	15:30	合同街頭補導	信楽町内駅、量販店等
	29日(水)	14:45	センター巡回補導	土山・水口・甲南町内量販店、公園等
	30日(木)	14:20	センター巡回補導	土山・水口町内通学利用バス停 ※小:8(6)
	31日(金)	14:00	センター巡回補導	信楽町内駅等 ※小:5(4)
6	4日(火)	18:30	合同街頭補導	甲南・水口町内量販店等 ※中:3(3)
	6日(木)	13:10	センター巡回補導	土山・水口町内バス停(小学校バス通学)
	7日(金)	14:30	センター巡回補導	水口町内量販店、バス停等
	10日(月)	13:00	センター巡回補導	甲南・甲賀町内バス停等
	14日(金)	13:20	センター巡回補導	甲賀町内小学校区バス通学路等
	19日(水)	14:30	センター巡回補導	甲南・水口町内学校、公園等 ※小:6(4)
	20日(木)	13:00	センター巡回補導	信楽・甲南町内量販店、公園等
		13:00	センター巡回補導	甲南町内量販店、駅、公園等
	21日(金)	18:30	合同街頭補導	水口・甲南町内量販店、公園等 ※高:2(2)
		15:30	合同街頭補導	信楽町内 ※小:8(2) 中:11 高:8
7	1日(月)	9:50	センター巡回補導	甲南町内公園等 ※地域住民より情報提供有り
		15:30	センター巡回補導	甲南町内量販店、駅、公園等
		18:30	合同街頭補導	水口町内量販店、公園等 ※高:3(2)
	2日(火)	16:30	センター巡回補導	信楽町内 ※中:2 高:2(1)
	4日(木)	12:50	センター巡回補導	信楽・甲南町内公園等
	7日(日)	19:30	合同街頭補導	矢川神社七夕祭り会場内 ※小:4 中:2
	8日(月)	14:30	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、河川敷等

甲賀市少年センター

月	日(曜日)	時間	事業内容	備考
7	9日(火)	15:30	センター巡回補導	甲南・甲賀町内公園等 ※中：3 高：3 (3)
	10日(水)	15:20	センター巡回補導	水口町内量販店、バス停等 ※有：1
	11日(木)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店等 ※高：3 (3)
		18:30	合同街頭補導	土山町内コンビニ店等 ※有：1
	12日(金)	15:20	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、河川敷等 ※中：2
	16日(火)	15:15	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等
	17日(水)	10:20	センター巡回補導	甲南町内公園等
		13:30	センター巡回補導	甲南町内駅、公園、河川敷等
	19日(金)	15:00	センター巡回補導	水口町内 ※小：2 (2) 中：2 (2) 高：2 (2)
	23日(火)	18:30	合同街頭補導	大原祇園宵宮大鳥神社境内 ※中：2 高：2 (1)
	24日(水)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内公園、河川敷等
	25日(木)	14:00	センター巡回補導	甲南・土山町内河川敷等 ※小：2 (1) 高：3
	26日(金)	15:00	センター巡回補導	甲南・水口町内河川敷等 ※中：2 (2)
	31日(水)	14:30	センター巡回補導	甲南・甲賀町内量販店、公園等
8	2日(金)	18:30	合同街頭補導	水口町内量販店等 ※小：2 有：1 他：1(1)
	4日(日)	13:00	合同街頭補導	白川神社祇園本宮祭 ※小：2 (1) 中：3 (3)
	5日(月)	15:10	センター巡回補導	水口・甲南町内公園、河川敷等 ※高：3 (3)
	6日(火)	16:00	センター巡回補導	甲南町内量販店、公園等 ※中：6
	8日(木)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内 ※中：2
	16日(金)	14:30	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店等 ※小：2 (1)
	19日(月)	14:30	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等
		18:30	合同街頭補導	水口町内量販店、公園等 ※中：4
	21日(水)	14:15	センター巡回補導	土山・甲南・甲賀町内公園、河川敷等 ※中：5
		18:30	合同街頭補導	水口町内量販店、公園、河川敷等 ※高：5(5)
	22日(木)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	27日(火)	18:30	合同街頭補導	水口・甲南町内量販店、公園等 ※小：1(1)
	28日(水)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店等 ※小：3(1) 中：3
	29日(木)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内 ※喫煙 無：1 ※中：3 無：1
9	2日(月)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内 ※小:3 中:12(4) 高:1 無:1
	5日(木)	15:00	センター巡回補導	信楽町内 ※中：1
	6日(金)	15:00	センター巡回補導	土山・水口町内量販店等 ※中：2 (2)
		18:30	合同街頭補導	水口・甲南町内量販店等 ※その他学生：3 (3)
	9日(月)	15:20	センター巡回補導	土山・水口町内コンビニ店等 ※小：2
	11日(水)	7:30	登校時駅前街頭補導	(高等学校生徒指導連協主催) 貴生川駅
		15:00	センター巡回補導	信楽町内駅等
	12日(木)	7:30	登校時駅前街頭補導	(高等学校生徒指導連協主催) 貴生川駅

甲賀市少年センター

月	日(曜日)	時間	事業内容	備考
9	12日(木)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店等 ※中：4(3) 無：1
	13日(金)	15:00	センター巡回補導	甲南町内公園等
	17日(火)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店等 ※中：7(5) 高：1 有：1
	18日(水)	15:00	センター巡回補導	水口・甲南町内量販店、公園等
	19日(木)	14:00	センター巡回補導	甲南町内量販店、公園等
		18:30	合同街頭補導	甲南町内量販店、公園等 ※中：1
	20日(金)	14:00	センター巡回補導	甲南町内公園等
	26日(木)	15:30	合同街頭補導	信楽町内量販店、駅等
	30日(月)	15:00	センター巡回補導	水口町内量販店等 ※中：5(4) 高：1 有：1
10	1日(火)	15:00	センター巡回補導	甲南・甲賀町内量販店、公園等
	3日(木)	15:15	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等
	8日(火)	18:30	合同街頭補導	水口町内量販店等 ※高：2 (1) 有：2
	9日(水)	18:30	合同街頭補導	甲南・水口町内量販店等 ※中：11 (6)
	23日(水)	18:30	合同街頭補導	甲南町内量販店、公園等 ※中：1 有：1
	24日(木)	11:30	巡回活動	市内中学校
		11:30	巡回活動	市内中学校
	28日(月)	11:30	巡回活動	市内中学校
		15:30	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店等 ※中：2(2) 高：1
	29日(火)	14:00	巡回活動	市内中学校
	31日(木)	15:30	センター巡回補導	甲南・水口町内量販店、公園等 ※中：5

※不審者情報甲賀市教育委員会事務局学校教育課より

4月：水口町内1件 5月：水口町内2件、土山町内1件、信楽町内1件、湖南市内1件

9月：信楽町内1件、水口町内1件 10月：水口町内1件、湖南市内1件

(2) 少年相談受理状況について

相談述べ件数

手段	R元.10	H30.10
来所	140	187
電話	238	346
メール	73	2

451件（前年度535件） -15.7%

相談者区分	R元 4～10	H30 4～10	相談対象	R元 4～10	H30 4～10
本人	280	306	小学生	12	68
家庭	9	28	中学生	107	95
学校	58	84	高校生	34	37
職場	3	20	学生その他	1	3
他機関	98	85	有職少年	216	290
その他	3	12	無職少年	53	42

甲賀市少年センター

特徴：有職・無職少年等との連絡手段として、メールの活用の増加。また、匿名メール「いじめ相談」の対応は関係機関等と連携をしながら継続中。

○内訳

類型	盗癖 窃盗	暴力 行為	校内 暴力	家庭内 暴力	喫煙	金銭 乱費	暴走 行為	怠学	学校 学業
R元.10	0	13	6	0	12	3	9	0	75
H30.10	2	0	41	3	5	0	0	9	98
比較	-2	+13	-35	-3	+7	+3	+9	-9	-23
類型	就職 仕事	しつけ 生活	交友	性	心の病	いじめ	有害 環境	その他	合計
R元.10	46	216	0	1	8	48	0	14	451
H30.10	52	285	7	1	0	0	1	31	535
比較	-6	-69	-7	±0	+8	+48	-1	-17	-84

昨年度に比べ、相談総件数としてはやや減少したものの、特に夏以降、「いじめ」や「心の病がらみの不登校、暴力行為」など、センシティブ（微妙で対応に慎重を要する）な相談が増加している。その他、「喫煙」「暴走行為」等も昨年に比べ増加傾向にある。また、学校、関係機関等からもたされる「学校・学業」相談の中にも、一部「暴力行為」「校内暴力」が含まれているなど、全体的には解決に時間を要するいわゆる「重い相談」内容が増加している。

（３）環境浄化活動

月	日（曜日）	時間	事業内容	備 考
4	2日(火)	14:10	深夜営業店立入調査	インターネットカフェ総合施設（1店舗）
	8日(月)	18:30	深夜営業店立入調査	インターネットカフェ総合施設（1店舗）
	15日(月)	15:30	有害図書等立入調査	コンビニ店（6店舗）
5	13日(月)	15:10	深夜営業店立入調査	量販小売店等（新規開店1店舗）
	14日(火)	14:30	有害図書等立入調査	コンビニ店（6店舗） 包括指定該当図書3冊購入
	28日(火)	14:00	有害図書等立入調査	コンビニ店（5店舗）量販店（1店舗） 包括指定該当図書3冊購入、陳列指導2店舗
6	12日(水)	14:30	有害図書等立入調査	コンビニ店（6店舗）量販小売店（1店舗）
	20日(木)	13:00	有害図書等立入調査	コンビニ店（7店舗）量販小売店（1店舗）
	26日(水)	15:30	たばこ等販売店立入	駄菓子店（1店舗）販売時の年齢確認等の協力依頼
7	10日(水)	15:00	有害図書等立入調査	コンビニ店（3店舗）書店（2店舗）量販店（1店） 書店（1店舗）・コンビニ店（1店舗）閉店
	11日(木)	19:00	たばこ等販売店立入	コンビニ店（4店舗）販売時の年齢確認等の協力依頼
	22日(月)	15:00	有害図書等立入調査	コンビニ店（6店舗） 包括指定該当図書1冊購入 陳列指導2店舗

甲賀市少年センター

月	日（曜日）	時間	事業内容	備 考
8	6日(火)	15:00	有害図書等立入調査	コンビニ店（3店舗）量販店（1店舗）図書・DVD等取扱店（1店舗）コンビニ店（1店舗）開店、量販店（1店舗）閉店、陳列指導（2店舗）包括指定該当図書1冊購入
	20日(火)	15:00	有害図書等立入調査	コンビニ店（5店舗）量販店（1店舗）陳列指導（2店舗）
9	9日(月)	15:00	有害図書等立入調査	コンビニ店（5店舗）量販店（1店舗）陳列指導（2店舗）
	24日(火)	13:30	有害図書等立入調査	コンビニ店（4店舗）包括指定該当図書4冊購入陳列指導（1店舗）
10	8日(火)	13:30	図書等取扱店 県下一斉立入調査	インターネットカフェ総合施設（1店舗）刃物類取扱店（4店舗）図書・DVD等取扱店（7店舗）陳列指導（4店舗）年齢確認指導（1店舗）包括指定該当図書2冊購入 水口東高等学校（協力）
	10日(木)	13:30	図書等取扱店 県下一斉立入調査	図書・DVD等取扱店（6店舗）刃物類取扱店（4店舗）がん具等取扱店（2店舗）陳列指導（1店舗）年齢確認指導（1店舗）包括指定該当図書1冊購入 甲賀警察署（協力）
	15日(火)	13:30	図書等取扱店 県下一斉立入調査	刃物類取扱店（4店舗）図書・DVD等取扱店（7店舗）カラオケ店（1店舗）陳列指導（2店舗） 水口高等学校（協力）
	16日(水)	13:30	図書等取扱店 県下一斉立入調査	刃物類取扱店（3店舗）図書・DVD等取扱店（8店舗）カラオケ店（1店舗）がん具等取扱店（1店舗） 甲南高等養護学校（協力）
	17日(木)	13:30	図書等取扱店 県下一斉立入調査	刃物類取扱店（7店舗）図書・DVD等取扱店（6店舗）陳列指導（1店舗） 甲南高等学校（協力）
	23日(水)	13:30	図書等取扱店 県下一斉立入調査	図書・DVD等取扱店（7店舗）書店（1店舗）刃物類取扱店（5店舗）包括指定該当図書3冊購入陳列指導（3店舗） 県甲賀健康福祉事務所（協力）
	30日(水)	13:30	図書等取扱店 県下一斉立入調査	刃物類取扱店（4店舗）書店（1店舗）図書・DVD等取扱店（5店舗） 信楽高等学校（協力）

（４）街頭啓発活動等

月	日（曜日）	時間	事業内容	備 考
4	15日(月)	6:00	「音声放送番組」少年センターだより	あいコムこうか
5	20日(月)	6:00	「音声放送番組」少年センターだより	あいコムこうか
	21日(火)	10:35	「誘拐防止教室」ペープサート劇	土山小学校

甲賀市少年センター

月	日(曜日)	時間	事業内容	備考
6	13日(木)	10:00	「誘拐防止教室」指人形劇	柏木保育園
	17日(月)	6:00	「音声放送番組」少年センターだより	あいコムこうか
	22日(土)	14:00	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動キャンペーン	A L P 水口店
7	1日(月)	17:00	「社会を明るくする運動」街頭啓発	A L P 水口店
	5日(金)	15:30	中学校ボランティア部と補導委員との合同啓発しおり作成	水口中学校
	7日(日)	18:00	「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」街頭啓発	矢川神社七夕まつり
	9日(火)	9:30	「薬物乱用防止教室」	甲南第一小学校
	11日(木)	18:30	「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」街頭啓発	F マート 土山店
	15日(月)	18:00	「音声放送番組」少年センターだより	あいコムこうか
	18日(木)	10:40	「薬物乱用防止教室」	水口小学校
8	4日(日)	13:30	「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」街頭啓発	白川神社祇園祭
	19日(月)	6:00	「音声放送番組」少年センターだより	あいコムこうか
9	16日(月)	18:00	「音声放送番組」少年センターだより	あいコムこうか
10	21日(月)	6:00	「音声放送番組」少年センターだより	あいコムこうか

(5) 各種会議、研修会、学校訪問等

月	日(曜日)	時間	事業内容	備考
4	2日(火)	13:30	中学校との情報交換	少年センター
	8日(月)	10:00	小学校入学式	貴生川小学校
		13:25	中学校入学式	城山中学校
		14:00	中学校入学式	水口中学校
	9日(火)	14:10	協力企業訪問	水口町内企業
		18:30	甲賀市少年補導委員会定例幹事会(事務局と合同)	水口中央公民館
	11日(木)	18:30	「学んでいこうカ」甲南教室	S ハウスほほえみ
	16日(火)	13:30	甲賀署・社会教育スポーツ課・少年センター合同連絡会議	少年センター
	17日(水)	9:00	関係機関との情報交換	甲賀市役所等
		14:00	滋賀県青少年補導センター連絡協議会総会研修会	安曇川公民館
	22日(月)	11:00	中学校との情報交換	少年センター
	23日(火)	15:00	甲南地域区長会	甲南地域市民C
	24日(水)	14:00	滋賀県青少年補導センター・あすくる職員研修会	滋賀県庁
		15:00	土山地域区長会	土山開発センター
5	26日(金)	15:00	信楽地域区長会	伝統産業会館
	27日(土)	9:00	平成31年度甲賀市少年補導(委)員会総会ならびに研修会	碧水ホール
	7日(火)	11:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		13:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	8日(水)	13:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校

甲賀市少年センター

月	日(曜日)	時間	事業内容	備考
5	8日(水)	15:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	9日(木)	13:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	10日(金)	14:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	14日(火)	9:00	市内高等学校との情報交換	少年センター
	15日(水)	10:00	令和元年度甲賀保護区保護司会総会	忍の里・プララ
		14:00	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
		15:30	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
	16日(木)	20:00	土山地区少年補導委員会誘拐防止教室講習会	土山中央公民館
	17日(金)	9:30	自然体験活動担当職員等研修	甲賀市役所
		11:35	関係機関との情報交換	少年センター
		15:00	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動キャンペーン実行委員会	滋賀県庁
	20日(月)	14:30	学校訪問(情報交換)	市内中・高等学校
	21日(火)	13:30	学校訪問(情報交換)	市内高等学校
	22日(水)	14:00	立入調査員研修会	滋賀県庁
	23日(木)	15:00	保護司との情報交換	保護司会サポートC
	28日(火)	10:00	社会を明るくする運動推進委員会	甲賀市役所
		11:00	関係機関との情報交換	甲賀市役所
	30日(木)	9:50	施設訪問(情報交換)	市内施設
		11:00	施設訪問(情報交換)	市内施設
		11:30	中学校との情報交換	少年センター
6	3日(月)	11:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		13:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	4日(火)	11:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		13:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	5日(水)	13:30	滋賀県青少年補導センター連絡協議会所長会	近江八幡市
		15:50	中学校との情報交換	少年センター
	6日(木)	13:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		14:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		18:30	学んでいコウカ	Sハウスほほえみ
	7日(金)	13:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		14:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		19:30	甲賀市あんぜん・あんしんなまちづくり市民会議幹事会	甲賀市役所
	10日(月)	13:30	学校訪問(情報交換)	市内小学校
		15:00	学校訪問(情報交換)	市内小学校
	11日(火)	14:00	甲賀地区高等学校等生徒指導連絡協議会	甲南高等学校
	13日(木)	14:30	甲賀市・湖南市中高生徒指導連絡協議会	信楽中学校

甲賀市少年センター

月	日（曜日）	時間	事業内容	備考
6	14日(金)	13:30	学校訪問（情報交換）	市内小学校
		14:30	学校訪問（情報交換）	市内小学校
	17日(月)	14:00	青少年の非行・被害防止強調月間推進会議	滋賀県庁
	18日(火)	15:00	甲賀市・湖南市・日野町三センター連絡会議	日野町少年C
	19日(水)	13:30	無職少年対策指導員研修会	近江八幡市
	19日(水)	13:30	学校訪問（情報交換）	市内小学校
	20日(木)	14:00	学校訪問（情報交換）	市内小学校
	21日(金)	11:00	学校訪問（情報交換）	市内小学校
		13:30	学校訪問（情報交換）	市内小学校
	22日(土)	14:00	甲賀市あんぜん・あんしんなまちづくり市民会議総会	甲賀市役所
	24日(月)	14:50	貴生川小学校児童健全育成協議会	貴生川小学校
		15:40	学校訪問（情報交換）	市内中学校
	25日(火)	13:30	令和元年度第1回甲賀市少年センター協議会	甲賀市役所
	27日(木)	14:00	滋賀県青少年補導C連絡協議会研修大会事前会議	忍の里・プララ
	28日(金)	13:30	甲賀市子ども家庭支援ネットワーク協議会	甲賀市役所
		13:40	水口町民生委員児童委員協議会全員研修会	水口社会福祉C
	29日(土)	19:10	甲賀支部育成市民会議	かふか生涯学習館
7	1日(月)	15:30	「社会を明るくする運動」内閣総理大臣メッセージ伝達式	甲賀市役所
	2日(火)	13:30	学校関係者会議	市内小学校
		16:00	学校訪問（情報交換）	市内小学校
		18:30	甲賀市少年補導委員会定例幹事会	水口中央公民館
	3日(水)	13:15	学校訪問（情報交換）	市内小学校
		14:30	学校訪問（情報交換）	市内小学校
	4日(木)	13:30	非行防止・環境浄化対策連絡会議	滋賀県庁
		14:00	学校訪問（情報交換）	市内小学校
		15:00	学校訪問（情報交換）	市内小学校
	5日(金)	20:00	甲賀市青少年育成市民会議運営委員会総会	忍の里・プララ
	8日(月)	15:00	学校訪問（情報交換）	市内中学校
	11日(木)	15:30	学校訪問（情報交換）	市内中学校
8	18日(木)	16:00	中学校との情報交換	少年センター
	30日(火)	13:30	甲賀市更生保護女性会甲南地域研修会	甲南公民館
	1日(木)	13:30	あすくる湖南青少年支援サポート研修会	石部コミュニティC
	7日(水)	13:30	滋賀県青少年補導センター連絡協議会所長会	栗東市
		10:00	「薬物乱用防止指導員研修会」近畿ブロック	大阪市
	9日(金)	13:30	ひきこもり支援従事者研修会	草津市
	20日(火)	15:30	中学校との情報交換	少年センター

甲賀市少年センター

月	日(曜日)	時間	事業内容	備考
8	23日(金)	17:30	甲賀市少年補導委員会三役会	少年センター
	30日(金)	10:00	南部・甲賀青少年育成連絡協議会	南部合同庁舎
		14:00	暴力団追放甲賀湖南市民協議会総会	湖南市役所
9	3日(火)	18:30	甲賀市少年補導委員会定例幹事会	水口中央公民館
	4日(水)	11:00	中学校との情報交換	少年センター
	5日(木)	13:40	中学校との情報交換	少年センター
		15:50	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	6日(金)	15:50	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	10日(火)	14:00	甲賀地区高等学校等生徒指導連絡協議会	甲南高等学校
	11日(水)	15:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	14日(土)	8:30	市内中学校体育祭	水口中学校
	14日(土)	9:00	市内中学校体育祭	城山中学校
	18日(水)	15:40	学校訪問(情報交換)	市内中学校
	24日(火)	15:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		16:00	関係機関との情報交換	甲賀市役所
	28日(土)	13:00	滋賀県青少年補導センター連絡協議会研修大会	忍の里プラザ
	30日(月)	15:20	中学校との情報交換	少年センター
10	1日(火)	10:00	近畿ブロック「子供・若者支援研修会」	和歌山県
	2日(水)	10:40	関係機関との情報交換	少年センター
		13:30	滋賀県青少年補導センター連絡協議会所長会	豊栄のさと
	3日(木)	9:30	「社会を明るくする運動」反省会議	甲賀市役所
	4日(金)	10:00	スパック会議	市内中学校
	5日(土)	13:30	「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり県民大会	米原市
	9日(水)	11:30	生徒指導部会	市内中学校
	16日(水)	11:30	生徒指導部会	市内中学校
	18日(金)	13:30	暴力団追放滋賀県民大会	大津市民会館
	19日(土)	8:20	市内小学校運動会	貴生川小学校
	21日(月)	11:00	関係機関との情報交換	少年センター
	23日(水)	11:30	生徒指導部会拡大会議	市内中学校
	24日(木)	11:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		14:30	甲賀市・湖南市中高生徒指導連絡協議会	甲西北中学校
	25日(金)	9:30	水口女子専門学校進路学習会	少年センター
		11:00	学校訪問(情報交換)	市内中学校
		12:30	近畿地区青少年補導センター連絡協議会研修大会	天理市文化ホール
		15:40	関係機関との情報交換	少年センター
	28日(月)	10:30	学校訪問(情報交換)	市内中学校

甲賀市少年センター

月	日（曜日）	時間	事業内容	備考
10	29日(火)	14:00	学校訪問（情報交換）	市内中学校
	30日(水)	17:00	学校問題行動対策連絡会議	市内小学校

①甲賀市少年補導(委)員会
定例幹事会（合同）



4.9(火)水口中央公民館

②水口曳山祭り宵宮
巡回補導



4.19(金)会場周辺

③甲賀市少年補導(委)員会総会
ならびに研修会



4.27(土)碧水ホール

④滋賀県青少年の健全育成に関する
条例に基づく立入調査員研修会



5.22(水)滋賀県庁

⑤「ダメ。ゼッタイ。」普及運動
キャンペーン



6.22(土)水口町内量販店前

⑥少年センター協議会
第1回



6.25(火)市役所別館

⑦「青少年の非行・被害防止
滋賀県強調月間」街頭啓発



7/7(日)七夕まつり会場

⑧滋賀県青少年センター連絡協議会
研修大会



9.28(土)忍の里・プララ

⑨「なくそう犯罪」滋賀県安全な
まちづくり県民大会



10.5(土)米原市

甲賀市少年センター

令和2年度 甲賀市少年センター事業計画(案)

資料4

月	事業内容
4	*合同街頭補導6日(月)・9日(木)・19日(日)水口曳山祭宵宮 *少年補導(委)員会第1回定例幹事会(地区事務局合同)14日(火) *甲賀警察署少年補導員ならびに甲賀市少年補導委員委嘱状交付式、甲賀市少年補導(委)員会総会研修会・25日(土)碧水ホール *県少年センター協議会総会 15日(水) *少年センターあすくる職員等研修会23日(木) *有害図書等立入調査(2回)
5	*合同街頭補導13日(水)・21日(木)・25日(月) *有害図書等立入調査(2回) *立入調査員研修会 18日(月)
6	*合同街頭補導2日(火)・19日(金)・24日(水) 無職少年対策指導員研修会17日(水) *有害図書等立入調査(2回) *第1回甲賀市少年センター協議会 日() *市補導委員会第2回研修会 日() *第1回県少年センター所長会議(草津市立少年セ)3日(水) *滋賀県青少年の非行・被害防止推進会議 23日(火)
7	*「青少年の非行・被害防止滋賀県協調月間」街頭啓発 *合同街頭補導1日(水)・7日(火)(矢川神社七夕祭り、街頭啓発兼ねる)・9日(木)・ 日()(大原祇園宵宮)・ 日()しがらき火まつり・ ()甲賀流にんにん大花火 *少年補導(委)員会第2回定例幹事会14(火) *有害図書等立入調査(2回)
8	*合同街頭補導・ 日()白川祇園本宮祭)・7日(金)・16日(日)(杣川夏祭り)・17日(月)・19日(水)・25日(火) *夏休み中特別巡回補導 *有害図書等立入調査(2回) *第2回県少年センター所長会議(長浜青少年セ)5日(水)
9	*合同街頭補導4(金)・17日(木)・24日(木) *少年補導(委)員会第3回定例幹事会1日(火) *有害図書等立入調査(2回) *補導委員管外研修 日() *県青少年補導センター連協研修大会26日(土)能登川コミュニティーセンター
10	*合同街頭補導6日(火)・7日(水)・21日(水) *図書等一斉立入調査(10～11月) *滋賀安全なまちづくり県民大会 日() *近畿センター連協和歌山大会 30日(金) *有害図書等立入調査(2回) *第3回県少年センター所長会議(湖南市少年セ)7日(水)
11	*「児童虐待防止推進月間」「麻薬・覚醒剤乱用防止強調月間」「滋賀県子ども・若者育成支援強調月間」街頭啓発 *合同街頭補導2日(月)(兼街頭啓発)・4日(水)・13日(金)・24日(火) *有害図書等立入調査(2回) *湖南ブロック少年センター職員研修会 日()(栗東市)
12	*県下一斉街頭補導(第三金曜日) *合同街頭補導7日(月)・9日(水)・11日(金)・18日(金) *少年補導(委)員会第4回定例幹事会1日(火) *有害図書等立入調査(2回) *第4回県少年センター所長会議(高島市少年セ)2日(水)
1	*・合同街頭補導14日(木)・20日(水) *有害図書等立入調査(2回)
2	*合同街頭補導4(木)・18日(木) *有害図書等立入調査(2回) *第2回甲賀市少年センター協議会 日() *第5回県少年センター所長会議(彦根市少年セ)10日(水)
3	*合同街頭補導1日(月)・10日(水) *少年補導(委)員会第5回定例幹事会2日(火) *有害図書等立入調査(2回)
	・薬物乱用防止教室・誘拐防止教室(随時) ・巡回補導・相談活動(随時) ・少年センターだより発行(毎月1回) ・補導委員会だよりの発行(6月か7月)

甲賀市少年センターだより

令和元年



甲賀市水口町本丸1-10 水口中央公民館別館二階

TEL 0748-62-6010

FAX 0748-63-3977

メール k-syonen@city.koka.lg.jp

『ネット社会の危険から子どもを守るために！』 保護者のみなさまへ

スマートフォンなどのインターネットに接続できる機器の普及で、インターネットはますます私たちの生活に身近なものになってきました。

子どもたちの間でも、メールやゲームをしたり、あるいは学校の調べ学習で使ったりすることが増えてきました。一方で、有害サイトなどに接続し、犯罪やトラブルに巻き込まれるケースも後を絶ちません。

中学校や高等学校への進学、また誕生日などをきっかけに、スマートフォンなどを子どもに与えられる家庭も少なくないと思います。もし子どもに持たせるなら、こういったトラブルに巻き込まれることなく、安全に、安心してインターネットを利用するために、保護者はもちろんのこと家族全員が、使い方やスマートフォンなどに潜んでいる様々な危険についても理解しながら、子どもを見守ることが重要です。

そこで、そのためのポイントを三つ紹介します。

まず一つ目は、何のためにスマートフォンを持つのかという利用目的を、子どもと一緒に十分に話し合うことが大切です。また、子どもにインターネットの特徴や有害情報の危険性、そして個人情報を守る必要性などについて説明をし、本人に危機意識を持たせることが必要です。子どものスマートフォンなどの利用を保護者や家族が見守りながら、マナーや安全に利用するための知識を子ども自身が身につけられるようにしていきましょう。

二つ目は、スマートフォンなどを使うときのルールを、子どもと一緒に親子で作作り、そして家族みんなで守っていくことです。

甲賀市では『親子でつくる！家族で守る！こうかスマホ等使用の心得』というリーフレットを作成し、市内の小中学生全員に配布しています。

これを参考にしながら、「我が家のスマホなど使用のルール」がそれぞれの家庭で作られることを願っています。

ポイントの三つ目は、フィルタリングサービスです。

フィルタリングとは、出会い系サイトやアダルトサイト、暴力的な表現のあるサイトなど、危ないサイトにアクセスしないようにコントロールしてくれる便利な機能です。

スマートフォンなどの販売店では、18歳未満の子どもが購入する際には、フィルタリングサービスを提供しています。子どもの年齢や使い方によってそのレベルの設定ができ、また利用したいサイトの個別設定もできます。

ぜひ、このフィルタリングサービスを上手に使って、子どもを犯罪やトラブルから守ってください。



誘拐防止教室 【土山小学校】 【柏木保育園】

5月21日(火)に土山小学校1年生とその保護者を対象に、土山地区少年補導委員さんのペープサート(紙人形劇)による「誘拐防止教室」が開催されました。16日の金曜日には土山中央公民館で練習もされ、当日は息の合った熱演に子どもたちも夢中になって鑑賞していました。

また、甲賀警察署の署員さんからは「誘拐されないための5つの約束」を聞き、被害に遭わないようにするための大切なことを学びました。



6月13日(木)には、柏木保育園の全園児と未就園児の親子を対象に、水口地区の少年補導委員さんの指人形による「誘拐防止教室」が開催されました。

昨年度、新しく自分たちで手作りされた人形で、今回が2度目のお披露目となりました。

園児たちは、劇に登場するお巡りさんの問いかけに「こっちこっち」と犯人の居場所を教えるなど、劇の中にのめり込み犯人逮捕に協力していました。



学校訪問

5月から7月にかけて、甲賀市内の小学校21校、中学校7校、高等学校等6校、そして2つの児童福祉施設を訪問させていただきました。ご多用の折にもかかわらずご対応いただきありがとうございます。

今後も定期的に訪問させていただくなど、学校の先生方や関係機関・団体等の方々と連携を密にしながら、子どもたちの健全育成に少しでも役立てる取組を推進していきますのでどうぞよろしくお願いします。



6、7月の予定



6月	4日(火)	合同街頭補導(甲南地区)
	11日(火)	甲賀地区高等学校生徒指導連絡協議会
	12日(水)	有害図書立入調査
	13日(木)	甲賀・湖南中高生徒指導連絡協議会
	18日(火)	湖南・甲賀・日野少年センター合同会議
	19日(水)	無職少年対策指導員研修会
	20日(木)	有害図書立入調査
	21日(金)	合同街頭補導(土山地区)
	25日(火)	第1回甲賀市少年センター協議会
	26日(水)	合同街頭補導(信楽地区)
7月	1日(月)	合同街頭補導(水口地区)
	2日(火)	少年補導委員会第2回定例幹事会
	7日(日)	合同街頭補導(矢川神社七夕祭り)
	10日(水)	有害図書立入調査
	11日(木)	合同街頭補導(土山地区)
	22日(月)	有害図書立入調査
	23日(火)	合同街頭補導(大原祇園宵宮)
	27日(土)	合同街頭補導(甲賀流にんにん大花火)
		合同街頭補導(しがらき火まつり)

困ったときは ひとりで悩まないで 気軽にお電話を！

秘密厳守・無料



交友関係、生活、いじめ、家族、学業、不登校、就労など
相談日：平日のみ(8時30分～17時15分)
年末年始・土・日・祝日は休み



甲賀市少年センターだより



甲賀市水口町本丸1-10 水口中央公民館別館二階

TEL 0748-62-6010

FAX 0748-63-3977

メール k-syonen@city.koka.lg.jp

R1



7月は「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」

滋賀の明日を担う青少年が、社会性や自立性を身につけ、心豊かにたくましく成長していくことは、県民すべての願いです。

しかし、近年は青少年を取り巻くインターネット利用環境が大きく変化する中で、児童がSNS等を利用して、児童ポルノ等の性被害に遭う事案が滋賀県内でも数多く発生しています。

また、県内では検挙される非行少年の総数は減少しているものの、非行の入り口といわれている刑法の万引きや自転車盗などの初発型非行により検挙された少年の数は全体の半数以上を占め、更に再犯を犯して検挙される少年の再犯率も全国に比べ非常に高い数値になっているなど、非行に対する青少年の規範意識の欠如が指摘されている問題も発生しています。

このため滋賀県では、毎年7月中を「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」と定め、関係機関・団体、地域住民等が青少年の非行と犯罪被害に対する共通の理解と認識を深めるとともに、青少年はもとより社会全体が規範意識を高め、社会環境浄化を図るための諸施策・諸活動を集中的に実施し、青少年の非行や犯罪被害の防止と保護の徹底を図ることを趣旨としてこの月間を設けています。

今月、滋賀県が実施する「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」では

「地域の力で子どもをまもり、はぐくむ」

を重点テーマとして活動を推進していくことにしています。

この期間中、甲賀市少年センターでは甲賀警察署・甲賀市少年補導委員会とともに、子ども達を犯罪や有害環境から守るための取組みとして、7月～8月にかけて行われる夏祭りや花火大会などの各イベント会場において街頭啓発や街頭補導活動を行います。

7月の行事予定

- 1日 社明運動メッセージ伝達式
- 5日 水口中学校しおり作り(水口)
- 7日 矢川神社七夕祭り(甲南)
- 9日 薬物乱用防止教室(甲南第一小)
- 10日 有害図書等立入調査
- 11日 合同街頭補導・啓発活動(土山)
- 18日 薬物乱用防止教室(水口小)
- 22日 有害図書等立入調査
- 23日 大原祇園宵宮合同街頭補導(甲賀)
- 27日 甲賀流にんにん大花火啓発巡回活動(水口・甲南)
- 27日 しがらき火まつり合同街頭補導(信楽)

8月の行事予定

- 2日 合同街頭補導(信楽)
- 4日 白川祇園本宮祭・合同街頭補導(土山)
- 6日 有害図書等立入調査
- 16日 杣川夏祭り・合同街頭補導(水口)
- 19日 合同街頭補導(甲賀)
- 20日 有害図書等立入調査
- 21日 合同街頭補導(甲南)
- 27日 合同街頭補導(土山)



「少年センター」ではこんな仕事をしています。

▼ 相談活動

青少年の抱える悩みや諸問題（非行・不良行為、不登校、いじめ、交友、就労就学等）について相談を受け、相談者とともに解決にあたっています。



来所相談
電話相談
メール相談



▼ 無職少年対策活動

無職少年に対し、モラルや勤労意欲の高揚を図り、自立・就労のための支援を行っています。

▼ 環境浄化活動

滋賀県青少年の健全育成に関する条例に基づき、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある有害環境から子ども達を守るため、子ども達にとって有害な図書等(書籍、雑誌、DVD、ゲームソフト等)の販売店やレンタルビデオ店、カラオケボックス、ネットカフェ複合施設、携帯電話等取扱店、刃物や玩具店等への立入調査を実施するなどの環境浄化活動を行っています。



▼ 関係機関・団体との連携

青少年の非行防止や健全育成のために、関係機関・関係団体との連携を図るとともに、研修会や会議等を通じて情報交換や連携調整等を行っています。



相談日：月曜日～金曜日
午前9時～午後4時
(祝・土日休み)



▼ 補導活動

青少年の非行を未然に防ぐために少年補導委員会や警察署と連携し、愛の声かけ等を行い青少年の見守り活動をしています。



合同街頭補導

巡回補導

特別夜間補導

地域巡回補導



▼ 広報・啓発活動

少年センターだよりの発行や手作りの人形などを利用した誘拐防止教室の開催など、積極的な広報・啓発活動を展開しています。



誘拐防止教室



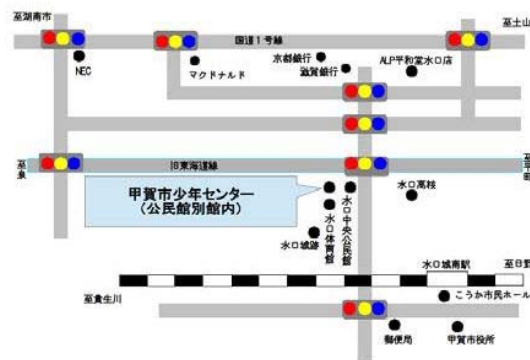
薬物乱用防止教室



7月強調月間街頭啓発



押し花しおり製作教室



～少年センターへのアクセス～

甲賀市少年センターだより

R1



甲賀市水口町本丸1-10 水口中央公民館別館二階

TEL 0748-62-6010

FAX 0748-63-3977

メール k-syonen@city.koka.lg.jp



甲賀市中学校長会
会長 城山中学校
校長 北村哲也

「不揃いの木を支える」

次の文は、数年前に卒業文集に寄せたものです。

「奈良の法隆寺は、七世紀に創建された聖徳太子ゆかりの寺院で現存する世界最古の木造建築物群です。

法隆寺など、寺院の改修、再建、新築の設計施工をおこなう職人を宮大工といいます。その宮大工で現代の名工と呼ばれる小川三夫氏の講演を伺う機会がありました。

『寺院の材料となる木は、真っ直ぐ育ったものだけが必要ではありません。屋根を支える重要な木材には、斜面に育った曲がった木を使います。耐える力が強いからです。』と話されていました。

私たちは、真っ直ぐな木の方が使いやすい良いものだろうと

判断しがちですが、曲がった木には、その木ならではの大切な役割があるようです。それは、一四〇〇年の間、その姿を保ち続けている法隆寺が証明しています。

みなさんも自分の持ち味を生かして、社会に貢献する人へ成長してください。活躍を期待しています。」

卒業生へ自分を肯定的に捉えて生きてほしいという思いを込めて書いたものですが、今、読み返すと違った切り口が見えてきます。

近年、子どもたちに関わる問題や課題の顕在化により、関連した報道を毎日のように目にします。甲賀市内の小中学校も例外なく多様な課題を抱えた子どもたちを預からせていただいています。学校の生活指導は、課題の見られる子どもを指導して支援し、子どもに力を付けて導くというスタイルです。

しかし、課題の状況を見立てていくと子ども自身に起因するケースは少ないようです。子ども力では解決できない、対処

できない大人の事情や問題の中で、精一杯生活してきたが、とうとうバランスを崩してしまうケースが大半である事を実感しています。

「斜面に育った曲がった木」

は、斜面という環境が影響しただけで、木自身の問題はありません。どうやら、課題の解決は子ども自身の問題よりも子どもの生活環境に関わる大人自身の問題を見直す必要がありそうです。

学校には、多様な環境で生活している子どもたちが通っています。個々の状況を知るほど「子どもはわるくない」「本当によく頑張っているな」と感じる毎日です。今までどおり、不揃いな子どもたちの持ち味の応援を続けるとともに、私自身が、今一度、子どもたちへの関わり方や環境作りを見直し、精一杯生活している子どもたちを支える大人の役割を果たしていきたいと考えています。



～水口中学校ボランティア部への啓発しおり作成指導～



去る7月5日（金）水口地区少年補導委員会のメンバー7人が水口中学校ボランティア部を訪問し、部員24人に対して「困ったら一人で悩まず相談してね」というメッセージが入った「押し花しおり」の作成指導を行いました。

部員達は、少年補導委員会が準備してテーブル上に用意された何種もの「押し花」（勿論、本物です！！）を、補導委員の丁寧な指導の下、

レイアウトしながらベースのしおりに次々と並べていき、ラミネーターを使って合計120枚の「しおり」を作り上げてくれました。

指導した補導委員は若者のセンスに感心しきりで、その出来栄えにびっくりしていました。

出来上がった「押し花しおり」は11月実施予定の「滋賀県子ども・若者育成支援強調月間」での啓発用品として活用する予定です。



～「矢川神社七夕まつり」の合同街頭補導と啓発活動の実施～

昨年度は荒天で中止となった甲南町の「矢川神社七夕まつり」が去る7月7日（日）開催され、甲賀市少年センターは甲南地区少年補導委員会のメンバーと共に祭礼時における合同街頭補導を実施しました。

当日は合同街頭補導に先立ち、7月の「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」に合わせ、同所で啓発活動も実施しました。

この日は天候もよく、多数の来場者で会場は大変な賑わいとなっており、伝統的な行事「手筒花火」が奉納される中、積極的な啓発・街頭補導活動を展開したことで、甲南地区少年補導委員会、甲賀市少年センターの存在を大きくアピールする場ともなりました。



～こころの宝箱～

少年センターでは、本年も4月から7月にかけて市内の全小中学校並びに高校に対して学校訪問を実施し、学校が抱えておられる諸問題について、先生方と意見交換を実施しました。これは昨年度も実施しているのですが、結果として言えることは、暴力などの問題行動が低年齢化傾向にあることや、不登校（不登校気味も含む）などの「非社会的問題行動」をかかえる小中学校が増加傾向にあるということです。

「核家族化」が叫ばれて久しくなり、またSNSなどのインターネット環境が急速に普及してきている現代社会において、家庭・地域・学校・友達関係などで安心して過ごせる「居場所」というものを持っている子どもがどれ位いるのか心配するのは私一人でしょうか・・・？

（Y記）

困ったときは ひとりで悩まないで 気軽にお電話を！

秘密厳守・無料

交友関係、生活、いじめ、家族、学業、不登校、就労など

相談日：平日のみ（8時30分～17時15分）

年末年始・土・日・祝日は休み

（0748）62-6010

k-syonen@city.koka.lg.jp



甲賀市少年センターだより R1



甲賀市水口町本丸1-10 水口中央公民館別館二階

合併号

TEL 0748-62-6010

FAX 0748-63-3977

メール k-syonen@city.koka.lg.jp



養(教)育の原点は家庭にあり

甲賀市少年センター

次長 安田 諭

皆様方には甲賀市少年センターの運営に対しまして、格別のご支援・ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、子供達を取り巻く環境は、核家族化、少子高齢化、更には情報化社会の急速な進展を背景に、規範意識の低下や家庭における養(教)育力の低下問題等が浮上し、厳しい状況にあることはご承知の通りと思います。

この中で家庭における養(教)育力の低下問題については、何も今になって言われてきたものではありません。少し古い話になって申し訳ないのですが、時代が昭和三十年代の高度経済成長期に入り、社会の構造が大きく変化して核家族化が急速に進展していった時、全国的に少年非行が増加(滋賀県も同様傾向)し始めました。

当時、この非行増加の理由の一つとして言われていたのが核家族化の進展などによる「家庭における子育て機能の低下」でありました。

ですから当時、この問題に危機感を強めた滋賀県は昭和三十九年に青少

年の健全育成を阻害する有害環境を排除することを目的とした「滋賀県青少年保護条例」を制定しましたが、その後においても少年非行は増加の一途をたどっていったことから、昭和五十二年にはこの条例を改正して、条例の名称を「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」としたうえで、第四条に

「保護者の義務」

としての「家庭養(教)育の重要性」を盛り込んだのです。

そこで、この新たに盛り込まれた第四条には何と書かれてあるのか、みなさんご存知でしょうか？

第四条には

保護者は、青少年を心身ともに健全に育成することが本来の義務であることを自覚し、健全な家庭環境づくりに努め、青少年を監視し、教育しなければならない。

と書かれているのです。

つまり、

保護者(親)には子供を心身ともに健康に育てる義務があつて、この責任を全うするよう努力をし、そのためにはあたたかい円満な家庭をつくって子供を監督しつつ、養育するように努める。

という、養(教)育における保護者の

義務・責任論がうたわれているのです。現代社会における子育て環境はどうかと言いますと、県や市町は親の養(教)育支援として、養育の相談窓口の設置や児童保育などの支援施設を充実させ、また保育施設等への入所環境の整備にも力を入れているなど、子育てを社会全体が支援していく環境が整いつつあります。

勿論、現代社会においてこれら子育て環境を充実していくことは重要であると考えます。しかし、このような子育て環境を整えていったとしても「家庭教育の重要性」は以前と何も変わることはありません。

それを示しているのが、先に述べました「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」に規定されている

第四条 「保護者の義務」論なのです。

社会構造や環境が刻々と変化している現在こそ、家族間のコミュニケーションを元とする家庭での養(教)育は益々重要となっています。

保護者のみなさんは今一度、「子供の養(教)育の第一は家庭にあること」を再確認していただき、今後とも青少年の健全育成に向けた取り組みにご協力をお願い申し上げます。

～令和元年度滋賀県青少年補導センター連絡協議会研修大会の開催～



9月28日（土）、市内甲南町の「忍の里・ブララ」において、「令和元年度滋賀県青少年補導センター研修大会」が開催されました。

この研修大会は、県内の少年補導（委）員と少年センター職員が一同に会して、青少年を取り巻く環境の変化の現状や対応についての知識を深め、今後の青少年健全育成に資することを目的として開催されたもの

で、今回は昨年度を大きく上回る228名の参加がありました。また、全体会議、講演会終了後は各自が四つの分科会に別れ、各テーマに沿って活発な意見交換がなされましたが、甲賀市少年補導（委）員会は第2分科会で「加熱式タバコの害悪を付け加えたパソコン活用による薬物乱用防止教室」のテーマに沿っての話題提供を行い、その発表内容に参加者から賞賛のお声を多数頂くなど、大変有意義な研修会となりました。



～多年の少年補導活動により4人が「少年補導功労者表彰」を受ける～



10月5日（土）、米原市の「滋賀県立文化産業交流会館」において、令和元年度「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり県民大会が開催されました。

その席上、滋賀県警察本部長・滋賀県少年補導員会連絡協議会長連名による「少年補導功労者表彰」が行われ、甲賀市少年補導（委）員会からは4名の少年補導（委）員が表彰されました。

甲賀地区 中井 徳昭 様 東 斐彦 様
土山地区 前田 武広 様 信楽地区 脇阪 昇 様
おめでとうございます！！

～こころの宝箱～

・・・あたたかい家庭を築く・・・

家庭に、嘘偽りがなく和気あいあいとした雰囲気があり、家族がいつも笑顔でなごやかに語り合うことが出来れば、家族間に壁も出来ず、お互いの心が通じ合う関係を築くことが出来ます。

こうした、心安まるあたたかい家庭を築くことは、気功をしたり座禅を組んだりするよりはるかに素晴らしい効果を心身にもたらす、と昔の人は言っていますが、これは現代でも充分通ずる話だと思います。（Y記）

困ったときは ひとりで悩まないで 気軽にお電話を！

秘密厳守・無料

交友関係、生活、いじめ、家族、学業、不登校、就労など

相談日：平日のみ（8時30分～17時15分）

年末年始・土・日・祝日は休み

（0748）62-6010

k-syonen@city.koka.lg.jp



○甲賀市少年センター条例

平成 17 年 6 月 24 日

条例第 44 号

改正 平成 25 年 12 月 18 日 条例第 36 号

(設置)

第 1 条 少年補導活動及び少年相談活動等を総合的かつ効果的に行い、少年の非行を防止し、少年の健全な育成を図るため、甲賀市少年センター（以下「少年センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
甲賀市少年センター	甲賀市水口町本丸 1 番 10 号

(事業)

第 3 条 少年センターは、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 少年の健全育成に関すること。
- (2) 少年相談に関すること。
- (3) 少年支援に関すること。
- (4) 少年の非行防止に関すること。
- (5) 少年補導に関すること。
- (6) 有害環境の浄化に関すること。
- (7) 情報・資料の収集及び整理に関すること。
- (8) その他少年センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(協議会)

第 4 条 教育委員会の諮問に応じて少年センターの円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者

- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(職員)

第5条 少年センターに、所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、甲賀市教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

付 則 (平成25年条例第36号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○甲賀市少年センター条例施行規則

平成 17 年 6 月 30 日

教育委員会規則第 16 号

改正 平成 18 年 3 月 30 日教委規則第 11 号

平成 26 年 1 月 29 日教委規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、甲賀市少年センター条例（平成 17 年甲賀市条例第 14 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第 2 条 甲賀市少年センター（以下「少年センター」という。）において所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 3 条に掲げる事業の企画実施に関すること。
- (2) 甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）に関すること。
- (3) 甲賀市少年補導委員（以下「少年補導委員」という。）に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 少年センターの管理に関すること。
- (6) 少年センターの庶務に関すること。

(協議会の会長)

第 3 条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第 4 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の運営)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に

諮って定める。

(相談業務)

第6条 条例第3条第2号に掲げる相談業務（以下「相談業務」という。）の時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 相談業務の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(少年補導委員)

第7条 少年センターに少年補導委員を置く。

2 少年補導委員は、教育委員会が委嘱する。

3 少年補導委員の定数は、79人以内とする。

4 少年補導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の少年補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 少年補導委員は、再任することができる。

(少年補導委員の任務)

第8条 少年補導委員は、少年センターの事業目的達成のために次の任務を行う。

(1) 少年の保護及び少年補導

(2) 非行少年等の早期発見及び継続補導

(3) 少年をめぐる有害環境の浄化

(4) 非行防止のための地域社会に対する啓発

(5) 非行防止対策に必要な地域団体との連携及び連絡調整

(6) 前各号に掲げるもののほか、少年の非行防止対策のために必要と認められる事項

(少年補導委員の服務)

第9条 少年補導委員は、その職務上知り得た事項については厳に秘密を保持しなければならない。

2 少年補導委員は、常に他の少年補導委員との連絡を密にし、知識の向上に努めなければならない。

- 3 少年補導委員が、補導活動その他任務に従事するときは、常に少年補導委員証（別記様式）を携帯しなければならない。

（専決事項）

第10条 所長は次に掲げる事項を専決することができる。

- （1） 少年センターの事業の企画実施に関すること。
（2） 少年センターの管理、運営及び職員の服務に関する軽易な事項

（公印）

第11条 少年センターが使用する公印の名称、ひな形、寸法及び用途等は、次のとおりとし、所長がこれを保管する。

公印の名称		ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	用途
少 年 所 長 甲 賀 市 甲賀市少			れい書	方21	所長名をもって発する文書用

- 2 公印の取扱いについては、甲賀市公印規則（平成16年甲賀市規則第10号）の規定を準用する。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

付 則（平成18年教委規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第5条第4項の規定にかかわらず、少年補導委員の任期は、平成18年度の委嘱する者に限り平成18年6月1日から平成20年3月31日までとする。

付 則（平成26年教委規則第8号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式(第9条関係)
甲賀市少年補導委員証

(表面)

		第		号	
		甲賀市少年補導委員証			
写真					
氏名					
生年月日					
任期		年	月	日から	
		年	月	日まで	
		年	月	日交付	
甲賀市教育委員会 印					

(裏面)

注意事項	
1 本証は、甲賀市少年センター設置条例施行規則第9条第4項の規定に基づくものである。	
2 本証は、少年補導委員が街頭補導等その任務に従事するときは、必ず携帯しなければならない。	
3 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。	
4 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
5 退職その他の理由により少年補導委員としての身分を失ったときは、直ちに本証を返還しなければならない。	

別記様式（第9条関係）